

知覧都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の決定

都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を次のように決定する。

「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」

(別添のとおり)

理由

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成12年5月19日法律第73号)において，都市計画法(昭和43年法律第100号)第6条の2が追加され，一体の都市として総合的に整備し，開発し，及び保全すべき区域として都道府県が指定している全ての都市計画区域について，都道府県が都市計画に「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」を定めることとなった。

都市計画区域の整備，開発及び保全の方針は，おおむね20年後の都市の姿を展望し，長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けての大きな道筋を明らかにする，都市計画の基本的な方向性を示すものとして定める必要がある。また，具体の都市計画は，都市計画区域の整備，開発及び保全の方針に即したものでなければならない。

このようなことから，知覧都市計画区域においては，「個性と魅力が輝く，質の高い暮らしとにぎわいに満ちた交流のまちづくり」を基本理念として，都市づくりを目指すこととし，都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を新たに定めるものである。

知覧都市計画
都市計画区域の整備，開発
及び保全の方針

鹿 児 島 県

《 目 次 》

1 . 都市計画の目標	
1) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念	1
2) 地域毎の市街地像	2
2 . 区域区分の決定の有無	
1) 区域区分の決定の有無	2
3 . 主要な都市計画の決定の方針	
1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	3
主要用途の配置の方針	3
土地利用の方針	3
2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	4
交通施設の都市計画の決定の方針	4
下水道及び河川の都市計画の決定の方針	5
その他の都市施設の都市計画の決定の方針	6
3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	7
主要な市街地再開発事業の決定の方針	7
市街地整備の目標	7
4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	7
基本方針	7
主要な緑地の配置の方針	7
実現のための具体の都市計画制度の方針	8
主要な緑地の確保目標	9

1. 都市計画の目標

1) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念

知覧都市計画区域（以下「本区域」という。）は、鹿児島県の南薩地域に位置し、鹿児島市を起点とし知覧町を終点とする県道谷山知覧線、穎娃町を起点とし川辺町を終点とする県道穎娃川辺線等の都市間を連絡する幹線道路が通っている。

本区域は、気候が温暖で、最高峰白岳(610m)をはじめ、500mを越す山々を連ねる北部地域から、緩やかな傾斜で中部・南部丘陵台地を形成しながら南部海岸線に至る特徴ある地形を有している。

本区域の位置する知覧町の沿革は、明治 22 年の村制実施により知覧村が誕生し、明治 29 年に郡の分合が行われ、知覧村は川辺郡に編入された後、昭和 7 年に町制が施行され、今日の知覧町に移行した。

本区域には、江戸時代に造られた腕木門^{うでぎもん}を配した武家屋敷が残り、その武家屋敷群は、「薩摩の小京都」と呼ばれている。

本区域では、このような歴史と文化を大切にし、茶を中心とした「農業」と「観光」を柱とするまちづくりに取り組んできたが、市街地と集落が広い範囲に分散し広域・地域間の連携が弱く、人口減少や高齢化が進みつつあり、コミュニティの維持が課題となっている。

このようなことから、本区域では、観光と居住機能を大切にしまちづくりを進めるとともに、海辺の環境を活かし、港を中心としたコミュニティの核づくりと居住環境の改善などを図るため、将来に向けて産業の動向や生活基盤の整備、地域社会の構造変化の方向を見極めつつ、第 4 次知覧町総合振興計画における基本理念である「くらしといのちが輝く 新しい時代の創造」を踏まえ、

「個性と魅力が輝く、質の高い暮らしとにぎわいに満ちた交流のまちづくり」を基本理念とする。

この基本理念を実現するため、次の 2 つの都市計画の基本方針に基づき、まちづくりを推進する。

豊かな自然と共生し、住民同士のふれあいと質の高い暮らしがあるまちづくり

本区域を取り巻く河川、海岸、森林などの豊かな自然と優良な農地により形成される緑地空間の保全に努め、多世代が安心して住み続けたいと思う良好な住環境を創出し、既存の地域社会の維持を促進するまちづくりを目指す。

歴史や景観を活かし、だれもが訪れたいくなる、にぎわいのある交流のまちづくり

本区域を代表する「武家屋敷」や「知覧平和公園」などの観光施設や市街地周辺の豊かな自然環境を活かし、多くの人々が訪れ地域の住民との交流活動が活発に行われるにぎわいに満ちたまちづくりを目指す。

2) 地域毎の市街地像

上郡・中郡地域

上郡・中郡地域の主要幹線道路に面する中規模な店舗などが立地する商業地を“商業ゾーン”，役場周辺及び武家屋敷周辺地域は，低層を主体とする良好な住環境を創出する“住宅ゾーン”と位置づけ，にぎわいと交流のある都市中心核の形成を目指す。

また，都市中心核と知覧平和公園周辺（生活・文化拠点）の連携強化を図る水と緑の軸を位置づけ，歴史的な観光・自然資源と都市拠点が調和・共存した一体的な観光・レクリエーション地区の形成を目指す。

松ヶ浦地域

沿岸部の既存集落については，居住環境の改善により，海辺の環境と眺望を活かした快適な居住環境の形成を図る地域として位置づける。

また，沿岸部については，台風などの災害に強い防風林の保全に努めるとともに，自然資源の環境・景観の保全に十分配慮しつつ，スポーツ施設等の充実を図り，海浜観光・レクリエーション拠点の形成を目指す。

本地域の南北に通る県道霜出南別府線を中央都市軸として位置づけ，霜出地域との連携の強化に努める。

しもいで 霜出地域

知覧銘茶の産地であるとともに，畜産が盛んであることからその基盤である優良農地の保全に努める。また，各集落が長年にわたって育んできた生活様式，コミュニティ，生活圏などを今後とも維持し，生活道路及び公園等の施設の充実及び農業集落排水整備等の環境整備に努め，ゆとりとうるおいのある「農業ゾーン」の形成を目指す。

てみの 手蓑地域

森林については，自然災害の防止，水源の^{かん}涵養，良好な景観の維持などの観点から，保全に努める「樹林地ゾーン」として位置づける。

特に，北部山岳地帯の自然環境を活用した憩いの場については，レクリエーション施設の整備・充実を目指す。

本地域を縦断し，都市中心核や鹿児島市などを広域的に連絡する県道谷山知覧線を広域都市軸として位置づける。

2. 区域区分の決定の有無

1) 区域区分の決定の有無

本区域に区域区分を定めない。

本区域の人口は，平成2年以降減少傾向が続いており，今後も減少する見通しである。

また，産業の将来動向は，製造品出荷額及び商品販売額の増加が見込まれ

るが、これらの産業による土地需要については現行用途地域内で収容可能であると判断されることから、本区域における急激かつ無秩序な市街化の拡大は見込まれないと判断される。

一方、市街地周辺の森林などの自然環境は、農業振興地域の整備に関する法律、森林法の土地利用規制等により十分保全できるものと判断される。

以上のことから、本区域においては区域区分を定めないものとする。

3. 主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

主要用途の配置の方針

a 商業地

上郡・中郡地域の県道谷山知覧線の沿道は、観光客を対象とする物産品や住民のための日用品を販売する店舗等が立地する商業地の形成を図る。

また、後継者や新規事業参入者と行政が相互に連携しながら、特色ある商店街づくりを進める。

b 工業地

既成市街地の南部に位置する中郡地域の既存工場施設が立地している地区を工業地と位置づけ、隣接する住宅地、商業地等の周辺環境との調和に十分配慮し、良好な産業基盤の形成を図る。

c 住宅地

上郡・中郡地域では、歴史的な観光資源、水や緑などの自然資源と居住環境との調和・共存に努めた都市基盤施設の整備を図り、低層を主体とする良好な住宅地の形成を図る。また、日用品販売店などの立地も許容し、利便性の高い住宅地の形成を図る。

土地利用の方針

a 居住環境の改善又は維持に関する方針

低密な住宅地が形成されている既成市街地は、現在の緑豊かで低密な住環境を維持するとともに、道路・公園等の都市基盤施設の整備や高齢者・障害者に配慮した施設の整備を進め、居住環境の改善を図る。

b 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

伝統的建造物群保存地区に指定されている上郡地域の武家屋敷群周辺地域は、建造物などの歴史資源並びに後背の借景となる緑地景観の保全に努め、歴史を感じさせる魅力的な観光資源としての活用を図る。

c 優良な農地との健全な調和に関する方針

霜出地域などに広がる農業生産基盤整備が実施された農地及び今後実施が見込まれる優良な農地については、関係機関との連携により、農業振興地域制度や農地転用許可制度等との適正な調整及び長期的視野に立った秩序ある土地利用を進め、優良農地の確保・保全に努める。

- d 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針
急傾斜地崩壊危険箇所に位置づけられた地域や土石流危険渓流の流域では、災害を未然に防止する観点から、市街化の抑制に努める。
- e 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針
中郡地域では、自然生態系を保全しつつ、麓川の清流を活かして水辺と親しむ場となる親水空間の創出を図る。

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

交通施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 交通体系の整備の方針

本区域においては、広域的な交流・連携を強化する県道谷山知覧線や県道頰娃川辺線等の主要幹線道路、生活や産業活動の基本となる県道霜出南別府線、県道知覧喜入線等の都市幹線道路による幹線道路網が形成されている。

近年、人やものの動きは広域化し、本区域が鹿児島市に隣接することから、ベッタウン的要素も併せて交通需要はさらに増大するものと予想される。

このため、まちの将来にとってより良い姿となるように、広域的な交通体系の主軸となる南薩縦貫道や、生活や産業活動の基本となる幹線道路網の整備が必要である。また、住民が安心して生活できるように、緊急時や災害時に対応できる道路整備が必要である。

さらに、コミュニティの維持と子供や高齢者等交通弱者の交通手段の確保、加えて、環境負荷軽減のため、町民の公共交通機関としての路線バスの利便性強化及び利用促進を図る必要がある。

この他、南部海岸沿いを通るJR指宿枕崎線は、住民にとって重要な公共交通機関であることから、その維持・確保に努める必要がある。

このような状況を踏まえ、本地域の交通体系は、次のような基本方針の基に整備を進める。

都市計画区域内の軸となり、鹿児島市等の広域・周辺都市を結び、利便性の向上を図る広域的な幹線道路の整備を図る。

安全性の高い市街地を形成し、円滑な交通処理と地域間の連絡を強化する都市内幹線道路網の形成を図る。

環境負荷の軽減を図り、だれもが安全に移動できるよう、既存の公共交通を活用しつつ、総合的な交通体系の確立を図る。

歩行者の安全性、快適性を確保するため、交通施設等のユニバーサルデザインに配慮した施設整備に努める。

イ 整備水準の目標

道路については、交通体系の整備方針に基づき、地域高規格道路、主要幹線道路、都市幹線道路について、整備中区間の早期完成を図り、未着手区間の早期整備を目指す。

b 主要な施設の配置方針

ア 道路

本区域は、生活圏の拡大に対応し、都市内交通を円滑に処理するため、既存道路の機能向上を含め、次の方針により適正に幹線道路等を配置する。

種 別	配 置 の 方 針
地域高規格道路	高規格幹線道路の機能を補完し、広域的な交流・連携、産業の振興を担う広域連携軸として位置づけ、整備を図る。 南北方向の道路：南薩縦貫道
主要幹線道路	都市中心核の土地利用を支え、交通体系の軸を形成するため、既存の県道を位置づけ、その整備を図る。 南北方向の道路：県道谷山知覧線 県道穎娃川辺線
都市幹線道路	都市的土地利用を図る地域の円滑な交通処理の実現を図るため、以下の県道を配置し、整備を図る。 南北方向の道路：都市計画道路 3・5・2 号城馬場線(県道知覧喜入線) 県道霜出南別府線 東西方向の道路：県道知覧喜入線 県道霜出川辺線

c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する主要な施設は、次のとおりとする。

種 別	施 設 名
道 路	主要幹線道路： 県道谷山知覧線 県道穎娃川辺線 都市幹線道路： 県道霜出川辺線

下水道及び河川の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 下水道及び河川の整備の方針

下水道の整備については、水質汚染による自然環境の改善を図るため、「鹿児島県下水道等整備構想」との整合に留意しつつ整備を図る。

一方、洪水による災害に対応するため、今後は、河川の整備だけでなく、被害軽減対策等を複合的に行う総合的な治水対策を図る。

また、良好な都市環境と都市景観の形成のため、まちづくりと連携した安全で快適なうるおいのある水辺環境の創出を図る。

イ 下水道及び河川の整備水準の目標

1) 下水道

現在整備が完了している地区に隣接して順次整備を行い、概ね 10 年後には

上郡・中郡地域における市街地（知覧町の下水道計画区域約 243ha）の全域で処理可能となる水準を目標とする。

また松ヶ浦地域など、その他の地域については、合併処理浄化槽の整備促進を図る。

2)河川

計画的な治水対策が必要となる河川について、被害軽減対策等による総合的な対策を図るとともに、豊かな水辺環境の創出に努める。

b 主要な施設の配置方針

ア 下水道

「鹿児島県下水道等整備構想」、「知覧町下水道事業全体計画書」に基づき、上郡・中郡地域における市街地の公共下水道の整備を図る。

イ 河川

本区域には、麓川、永里川等の河川がある。これらの河川については、都市の特性に応じた総合的な治水対策や豊かな水辺環境の創出を検討する。

c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する主要な施設は、次のとおりとする。

種 別	施 設 名 等
公共下水道	知覧中央処理区
河 川	二級河川 麓川

その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

衛生的な環境の下で快適な生活を送ることができるよう、ごみの分別収集の徹底や運搬体制の合理化、リサイクルの促進を図るとともに、ごみ処理施設等の機能強化を図る。また、し尿処理施設についても、処理体制については広域的な連携を図りつつ適正かつ計画的に配置する。

b 主要な施設の整備の方針

ア ごみ処理施設

ごみ処理は、一市二町（知覧町、枕崎市、坊津町）で構成する広域衛生管理組合（枕崎市岬町）により処理されており、分別収集とリサイクルの促進によりごみ排出量は年々減少しつつあるが、生活様式の高度化に伴う新たな廃棄物等に対処するため、広域的な処理体制のさらなる確立を図る。

イ し尿処理施設

し尿処理については、一市二町（知覧町、枕崎市、坊津町）で構成する枕崎地区衛生管理組合（枕崎市道野町）により収集処理されている。今後は広域的な行政において、環境に配慮した衛生的な処理体制の確立を図る。

c 主要な施設の整備目標

現在、概ね 10 年以内に整備を予定する施設はないが、必要に応じて施設の整備の検討を行うこととする。

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

主要な市街地再開発事業の決定の方針

本区域は、県道谷山知覧線沿道に中規模な店舗などが立地する商業地、役場周辺及び武家屋敷周辺地域の歴史的な観光資源と調和した住宅地により市街地が形成されている。

そのため、地域住民及び観光客を対象にした商業地の形成、道路・公園等の都市基盤施設の整備や高齢者・障害者に配慮した施設整備を促進する居住環境の改善の検討を図る。

市街地整備の目標

概ね 10 年以内に実施する予定の事業はないが、必要に応じて検討していくものとする。

4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

基本方針

本町は北部山岳地帯より中部丘陵地帯の畑作地帯及び南部の海岸線まで、優れた自然景観や歴史資源等に恵まれた環境にある。こうした環境を活用し、憩いの場としてのレクリエーション施設の整備・充実を図る一方、自然災害を防止し地域固有の生態系を維持するために、自然環境の保全に努めるものとする。

主要な緑地の配置の方針

配置計画	地域名等	概要
a 環境保全系統の配置方針	区域全体	市街地と周辺地域の自然環境との調和を大切にしたまちづくりを進めるため、樹林地などで構成される周囲の緑地の保全を図る。
	松ヶ浦地域	環境保全のために保安林や海岸線の保全に努める。また、海辺ではウミガメ保護等を進め、水辺環境の保全に努める。
	手叢地域	水資源のかん養や生態系の保全のため、森林の保全を図る。

b レクリエーションシステムの配置方針	上郡・中郡地域	<p>自然と町民とのふれあい，来訪者に対応した観光面にも活用を図る方向で，積極的に都市公園整備を進める。</p> <p>中でも知覧平和公園は町の総合公園として拡充を図り，町民のスポーツや娯楽のニーズに応える。</p> <p>また，麓川沿い（早稲田線沿い）の中郡公園の整備を進める。</p> <p>多くの観光客が集まる武家屋敷庭園群や知覧平和公園等の観光ルート沿いの農地は，観光客が立ち寄れる観光農園等として利用を図る。</p>
	松ヶ浦地域	沿岸地域の樹林地の保全を図りつつ，海水浴場等の水辺空間を活かしたスポーツ・レクリエーション施設等の充実を図る。
	手叢地域	自然を活用した憩いの場所として，知覧テニスの森公園のレクリエーション施設などの改善を図る。
c 防災システムの配置方針	区域全体	土石流危険渓流の流域，急傾斜地崩壊危険箇所においては，災害を防止する施設の改善を図るとともに，森林の保全に努める。
	上郡・中郡地域	災害時の避難場所として，都市公園の整備を図る。
	松ヶ浦地域	潮害防備等保安林の整備を進め，災害に強い防災林造成に努める。
	手叢地域	防風，土砂流出，崩壊防止等の防災機能をもつ森林の保全を図る。
d 景観構成システムの配置方針	区域全体	市街地や集落地周辺の樹林地で構成されている緑豊かな景観の保全を図る。
	上郡・中郡地域	多くの観光客を集め，まちのにぎわいの場であるとともに貴重な歴史文化資源でもある伝統的な建造物によるまちなみを有する武家屋敷庭園群を保全し，維持していくとともに，後背の借景となる緑地景観の保全に努める。
	松ヶ浦地域	海辺の変化ある水と緑の景観の保全に努める。

実現のための具体の都市計画制度の方針

総合公園である知覧平和公園の再整備・拡張を図る。

観光地や斜面樹林地，河川沿いの緑地や屋敷林，社寺林等で特に良好な緑地については風致地区などの緑地保全策を検討する。特に，武家屋敷庭園群の後背緑地のうち景観上枢要な緑地については，風致地区・緑地保全地区等の指定を検討する。

「生活・観光拠点」を目指す上郡・中郡地域の市街地整備においては，歴史的なまちなみと調和する緑豊かなまちづくりのために，緑地協定等の活用を検討する。

主要な緑地の確保目標

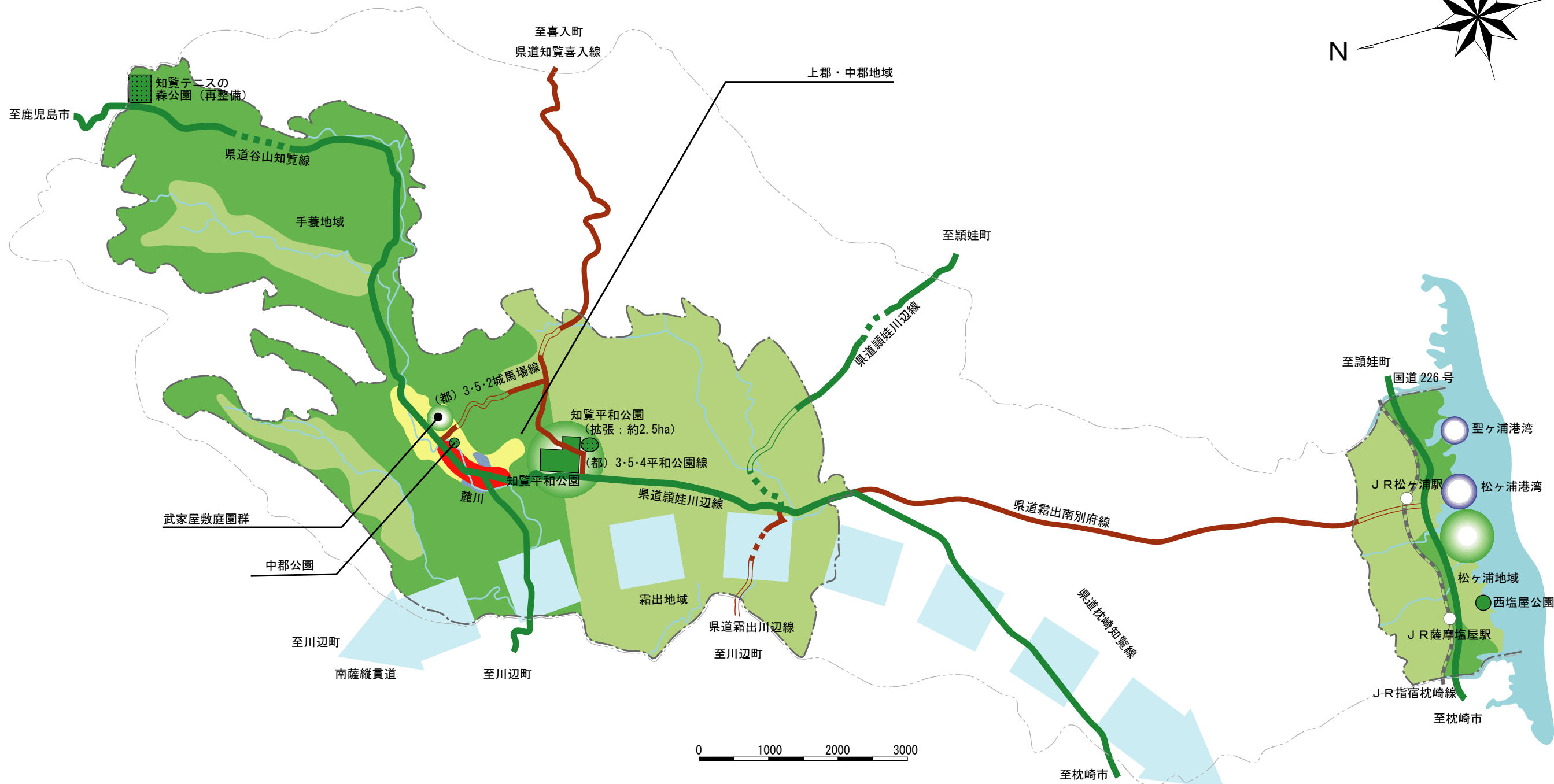
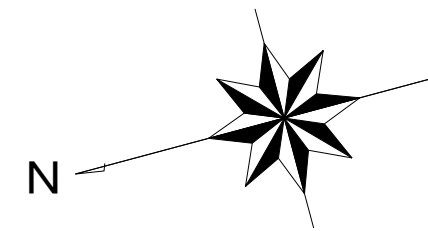
a 概ね 10 年以内に整備予定の主要な公園等の公共空地

種別	名称等	規模
総合公園	知覧平和公園	約 2.5ha の拡張（全体約 25.7ha）
その他公園・ 緑地	中郡公園	約 0.2ha
	知覧テニスの 森公園	施設の拡充と再整備

b 概ね 10 年以内に指定予定の主要な緑地保全地区等の地域

10 年以内の指定予定の緑地保全地区等はないが、必要に応じ緑地保全地区等の地域地区の指定を行うものとする。

知覧都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針



凡例

	住宅地		観光・レクリエーション地区		主要幹線道路 (概ね10年以降)		公園・緑地 (概ね10年以内に整備)		行政区境界
	商業地		鉄道		都市幹線道路 (概ね整備済み)		公園・緑地		港湾・漁港
	工業地		地域高規格道路 (概ね10年以降)		都市幹線道路 (概ね10年以内に整備)		河川・海・湖沼		都市計画区域界
	農業ゾーン		主要幹線道路 (概ね整備済み)		都市幹線道路 (概ね10年以降)				
	樹林地ゾーン		主要幹線道路 (概ね10年以内に整備)						

注① この方針図は、概ね20年後の目指すべき都市の姿を想定したものであり、具体的なルート及び位置を規定したものではありません。
 注② 「概ね10年以内に整備」とは、概ね10年以内に整備に着手することを含み、整備の完了時期を明示したものではありません。